平成22年3月29日 条例第188号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第3項 及び第4項並びに第34条第11号の規定に基づき、開発行為の許可基準に関し必要な事項を定める ものとする。

(令2条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域)

- 第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、 次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、政令第29条の9第1号から第5号までに掲げ る区域並びに同条第6号及び第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除いたもののう ち、市長が指定するものとする。
  - (1) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で、かつ、おおむね50以上の建築物(市街化 区域内に存するものを含む。)が連たんしている土地の区域
  - (2) 環境の保全上、災害の防止上、円滑な交通の確保及び通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして、規則で定める道路に接している土地の区域
- 2 指定区域の境界は、道路その他の施設、河川、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに 適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難い場合は、町界、字界等により定めるも のとする。
- 3 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5 前2項の規定は、指定区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(令4条例12・令5条例39・一部改正)

(法第34条第11号の規定により条例で定める建築物の用途)

- 第4条 法第34条第11号の規定により環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定めるものは、次に掲げる建築物の用途以外のものとする。
  - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 別表第2 (い) 項第1号に掲げる建築物で、自己の 建築による自己の居住の用に供するもの
  - (2) 建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げる建築物で、自己の建築による自己の居住及び業務の用に供するもの

(3) 建築基準法別表第2 (ろ) 項第2号に掲げる建築物 (他の用途を兼ねる場合は、第1号に定める建築物に限る。) で、自己の建築による自己の業務の用に供するもの

(平27条例16·一部改正)

(法第33条第3項の規定により条例で定める公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度)

第5条 法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

(令2条例4・追加)

(法第33条第4項の規定により条例で定める敷地面積の最低限度)

第6条 法第33条第4項の規定により指定区域における第4条に規定する建築物の敷地面積の最低 限度は、200平方メートルとする。ただし、市長が良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障 がないと認める場合は、この限りでない。

(令2条例4・旧第5条繰下・一部改正、令5条例39・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例4・旧第6条繰下)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例 (平成16年栃木市条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当 規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

3 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町の区域において、都市計画法に基づく開発行為の 許可の基準に関する条例(平成15年栃木県条例第42号)の規定によりなされた処分、手続その他 の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平26条例15·追加)

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成27年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る開発行為の許可基準については、なお従前の例による。 附 則(令和2年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る開発行為の許可基準については、なお従前の例による。 附 則(令和4年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後になされた申請に係る開発行為について適用し、同日前になされた申請に係る開発行 為については、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後になされた申請に係る開発行為について適用し、同日前になされた申請に係る開発行 為については、なお従前の例による。